

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ パーキングメーター利用料金と消費税

Q : パーキングメーターの利用料金は、消費税ではどのように取り扱われますか？

A : 非課税になります。

【解説】

都市部や駅前には、パーキングメーターやパーキングチケット発給設備が設置されているところが多いと思います。

パーキング・メーターは、車両を感知し引き続き駐車している時間を自動的に測定し、料金が徴収されるものです。

また、パーキング・チケットは、お金を入れると、発給を受けた日時や駐車を終了すべき時刻等が自動的に印字され発給され、駐車する際は、パーキング・チケットをフロントガラスの内側の見やすい位置に貼り付けておくというものです。

このパーキングメーターやパーキングチケット(パーキングメーター等)は、いずれも道路交通法の時間制限駐車区間という交通規制に基づいて設置されているもので、その利用料金は、駐車料金ではなくパーキングメーター等の維持管理に必要な費用を、利用する者が「手数料」として納めるもので、手数料は各自治体の条例で定められています。

ところで、消費税におけるパーキングメーター等の手数料の取扱いですが、このようにパーキングメーター等の手数料は、徴収されることが条例により規定されているもので、消費税法第6条の規定により非課税として取り扱われます。

